

小林市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項（法第34条第1項において準用する場合を含む。第4条第1項において同じ。）の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準を定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格基準)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒

業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業生にあつては1年以上、第2号の規定による卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最

低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第 1 号中「2 年以上」とあるのは「1 年以上」と、同項第 2 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 箇月以上」と、同項第 3 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 6 箇月以上」と、同項第 4 号中「7 年以上」とあるのは「3 年 6 箇月以上」と、同項第 5 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 6 号中「第 1 号の規定による卒業者にあつては 1 年以上」とあるのは「第 1 号の規定による卒業者にあつては 6 箇月以上」と、「2 年以上」とあるのは「1 年以上」と、同項第 7 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」と、同項第 8 号中「1 年以上」とあるのは「6 箇月以上」と読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格基準）

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第 1 項の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同項第1号の規定による卒業者にあっては4年以上、同項第3号の規定による卒業者にあっては6年以上、同項第4号の規定による卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同項第1号の規定による卒業者にあっては5年以上、同項第3号の規定による卒業者にあっては7年以上、同項第4号の規定による卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。